

薬を預かる場合のお願い

保育中に保育士が薬を飲ませたり塗ったりする必要がある場合、間違いのないよう、安全に配慮していますが、園医さんと相談し保護者の方に下記のことをお願いしたいと思います。

- ① 診察を受ける時は、お子さんが現在保育園に在園していることと、保育園ではやむを得ない場合のみ薬の投与をしていることを必ず伝えて下さい。
 - ② 基本として、医師の処方箋を受けたものに限ります。必要な場合は、医師と直接連携をとることもあります。保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
 - ③ 座薬・エピペン等の使用は原則として行いませんが、熱性けいれんやアナフィラキシーショックなど即座の対応が必要な場合は医師からの具体的な指示書をもとに、相談してください。
 - ④ 持参する薬について
 - ・処方箋を受けた薬をはじめて預かるときは、保護者からの「投薬依頼書」(玄関のパフレットスタンドにあります)とともに処方箋に基づいて出された「薬の説明書」を提出していただきます。(説明書は園で医師名・処方日・薬の内容等をチェックしたあとお返しします)
 - ・薬の袋や容器等には氏名、内服する日付を明記し、内服薬(粉・シロップ等)は必ず1回分ずつに分けて持って来てください。
 - ・薬は、園児のかばんに入れないので、必ず保育者に手渡ししてください。
- ※以上のことから不確かで与薬の安全性が明確でない場合は、園で薬を飲ませることはでき

感染症・疾病等に関する登園のめやす

学校保健法に基づく感染症の登園の取扱いにつきまして、豊橋市医師会長の指示により、下記の報告書(玄関のパフレットスタンドにあります)を提出して頂いていますので、よろしくお願いします。

熱がなく元気があっても、感染のおそれのある場合は、登園を見合わせていただくこともあります。また、早期発見が感染をくい止め、早く回復することにつながりますので、常に子どもさんの体調に注意を払い、発熱や便の状態、顔色、食欲、皮膚の状態、睡眠時間、機嫌など少しでも異常があった場合は、園に欠席や遅刻の連絡をし、医師の診断を受けてください。乳児さんは、育児連絡帳の活用もして下さい。

きりとりとり 感 染 症 治 癒 報 告 書

↓該当する病名を○印で囲んでください。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

病 名	登 園 停 止 期 間 ま た は 登 園 の め や す
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
水痘(みずぼうそう)・帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	熱・目の充血・目やになどの主な症状が消え2日を経過してから
ヘルパンギーナ・手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間 経過していること
ウイルス性胃腸炎(ロ・ロ・ア・ル・ウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまっていること
百日咳	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん(はしか)	発しんに伴う熱が下がってから、3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連續2回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎・髓膜炎菌性髓膜炎・結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
その他()	医師により感染のおそれないと認めるまで

上記の病名と診断され、月 日に 医療機関名()において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

組 園児名 保護者氏名 印